

## 吉田隼人後援会 要綱

### 設立趣旨

プロロードレーサーである吉田隼人は、現在公益財団法人日本自転車競技連盟（JCF）においてロードレース男子エリート強化指定選手でもあり、来る東京オリンピックの出場を目指し修練を重ねている。

その過程において平成29年9月末現在、国内トップリーグである一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟（JBCF）のプロツアーにて、日本人最多の3勝をあげている。また、シマノ鈴鹿ロードレースなど国内最大規模の大会も優勝を飾っている。

このようなプロスポーツ選手を郷土である桜井を中心とした地域からバックアップを行い、自転車文化の普及、自転車道の整備をはじめとするまちづくり、次世代の選手育成を目指すこととする。

### 活動期間

吉田選手が現役選手である限り、期間を定めない。

### 対象範囲

桜井を中心として、広域な地域とする。

### 主催事業

- ・役員会の開催
- ・吉田選手参加の報告会の開催
- ・吉田選手の海外遠征費ならびに強化費の一部支援

## 吉田隼人後援会 規約

### （名称）

第1条 この会は、吉田隼人後援会（以下「本会」という）と称する。

### （事務所）

第2条 この会の事務所は、奈良県桜井市桜井196-5 JaM内に置く。

### （目的）

第3条 本会は、桜井市在住のプロロードレーサー吉田隼人君（以下「吉田選手」という）への物心両面での支援と、ロードレースを始めとする自転車競技の理解、振興を目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 吉田選手が東京オリンピックの代表となれるように応援する。
- (2) 吉田選手が東京オリンピックで入賞できるように応援する。
- (3) 前項の2事業を実現するために、海外遠征費ならびに強化費の支援を行う。
- (4) 吉田選手のイベントを開催する。
- (5) 自転車を通じた地域貢献活動を行う。

(会員)

第5条

① この会員は、次の3種類とする。

- (1) 一般会員                      一口 入会金 3,000円 年会費 3,000円
- (2) 特別会員                      一口 入会金 10,000円 年会費 10,000円

ただし、入会年度は、年会費を免除する。

- ② 会員になろうとする個人または法人・団体は、入会申込書に必要事項を記入の上、会費を納入する。
- ③ 会員は、退会届を提出することで、退会することができる。ただし、すでに納入した会費は、返還しない。
- ④ 会費とは別に、協賛金・寄付金を受領することができる。

(会計)

第6条

- ① 本会の活動を円滑に進めるために、専用の口座を設ける。
- ② 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。
- ③ 本会の決算は、役員会へ提出するものとする。

(役員)

第7条

① 本会に役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局 若干名
- (6) 会計 1名

- ② 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- ③ 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- ④ 役員の選出は、役員会において決定する。

(顧問)

第8条

本会に顧問を置くことができる。顧問の選任は役員会にて決定する。

(解任)

第9条

役員及び顧問が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員会)

#### 第10条

- ① 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- ② 役員会では以下の事項について議決する。
  - (1) 事業計画案
  - (2) 予算
  - (3) 役員改正案
  - (4) その他、本会の運営に関する事項
- ③ 役員議決案は、出席者の過半数をもって決定する。

#### 附則

この会則は、平成29年 12月 25日から施行する。